

北海道運輸局自動車交通部長 殿

自動車交通局旅客課長

運営協議会において定められた独自の基準に対する考え方について

自家用有償旅客運送については、平成18年10月1日の改正道路運送法の施行後の状況について、同年12月より「自家用有償旅客運送フォローアップ検討会」を開催し、制度のあり方等について検討を行ってきたところ、各運営協議会において関係法令・通達に定められていない独自の基準（以下「ローカルルール」という。）が定められ、当該ローカルルールの中に、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えているものがあるとの指摘がなされたところである。

こうした指摘を踏まえ、今般、ローカルルールに対する考え方を下記のとおり整理することとしたので了知されるとともに、各運営協議会の主宰者と連携を図りつつ、本通達の考え方に沿った協議が行われるよう、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、別添のとおり、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

記

1. 運営協議会において、当該地域における移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況等を踏まえ、自家用有償旅客運送について十分な検討が行われ、合理的な理由に基づいて合意され、設けられたローカルルールについては、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えるものでない限り、排除されるものではない。
2. しかしながら、例えば、
 - ① 一度定められたローカルルールについて、その前提となる状況が変化しているにも拘わらず、長期間、見直すことがない
 - ② 個別の事例につき適用された取り扱いを、他の事例の内容を吟味せず、地域で一律のローカルルールとして適用するといった取り扱いであって、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えることとなっているものは適当ではない。
3. このため、このようなローカルルールについては、移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況、自家用有償旅客運送の運営実態等について適時適切に検討を行いつつ、その合理性について検証を行っていく必要がある。

4. また、平成18年10月1日の改正道路運送法の施行前に定められたローカルルールが現在においてそのまま適用されているものについては、現行制度に照らし、その合理性について検証を行い、必要な見直しを行うことも必要である。

東北運輸局自動車交通部長 殿

自動車交通局旅客課長

運営協議会において定められた独自の基準に対する考え方について

自家用有償旅客運送については、平成18年10月1日の改正道路運送法の施行後の状況について、同年12月より「自家用有償旅客運送フォローアップ検討会」を開催し、制度のあり方等について検討を行ってきたところ、各運営協議会において関係法令・通達に定められていない独自の基準（以下「ローカルルール」という。）が定められ、当該ローカルルールの中に、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えているものがあるとの指摘がなされたところである。

こうした指摘を踏まえ、今般、ローカルルールに対する考え方を下記のとおり整理することとしたので了知されるとともに、各運営協議会の主宰者と連携を図りつつ、本通達の考え方に沿った協議が行われるよう、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、別添のとおり、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

記

1. 運営協議会において、当該地域における移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況等を踏まえ、自家用有償旅客運送について十分な検討が行われ、合理的な理由に基づいて合意され、設けられたローカルルールについては、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えるものでない限り、排除されるものではない。
2. しかしながら、例えば、
 - ① 一度定められたローカルルールについて、その前提となる状況が変化しているにも拘わらず、長期間、見直すことがない
 - ② 個別の事例につき適用された取り扱いを、他の事例の内容を吟味せず、地域で一律のローカルルールとして適用するといった取り扱いであって、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えることとなっているものは適当ではない。
3. このため、このようなローカルルールについては、移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況、自家用有償旅客運送の運営実態等について適時適切に検討を行いつつ、その合理性について検証を行っていく必要がある。

4. また、平成18年10月1日の改正道路運送法の施行前に定められたローカルルールが現在においてそのまま適用されているものについては、現行制度に照らし、その合理性について検証を行い、必要な見直しを行うことも必要である。

関東運輸局自動車交通部長 殿

自動車交通局旅客課長

運営協議会において定められた独自の基準に対する考え方について

自家用有償旅客運送については、平成18年10月1日の改正道路運送法の施行後の状況について、同年12月より「自家用有償旅客運送フォローアップ検討会」を開催し、制度のあり方等について検討を行ってきたところ、各運営協議会において関係法令・通達に定められていない独自の基準（以下「ローカルルール」という。）が定められ、当該ローカルルールの中に、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えているものがあるとの指摘がなされたところである。

こうした指摘を踏まえ、今般、ローカルルールに対する考え方を下記のとおり整理することとしたので了知されるとともに、各運営協議会の主宰者と連携を図りつつ、本通達の考え方に沿った協議が行われるよう、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、別添のとおり、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

記

1. 運営協議会において、当該地域における移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況等を踏まえ、自家用有償旅客運送について十分な検討が行われ、合理的な理由に基づいて合意され、設けられたローカルルールについては、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えるものでない限り、排除されるものではない。
2. しかしながら、例えば、
 - ① 一度定められたローカルルールについて、その前提となる状況が変化しているにも拘わらず、長期間、見直すことがない
 - ② 個別の事例につき適用された取り扱いを、他の事例の内容を吟味せず、地域で一律のローカルルールとして適用するといった取り扱いであって、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えることとなっているものは適当ではない。
3. このため、このようなローカルルールについては、移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況、自家用有償旅客運送の運営実態等について適時適切に検討を行いつつ、その合理性について検証を行っていく必要がある。

4. また、平成18年10月1日の改正道路運送法の施行前に定められたローカルルールが現在においてそのまま適用されているものについては、現行制度に照らし、その合理性について検証を行い、必要な見直しを行うことも必要である。

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車交通局旅客課長

運営協議会において定められた独自の基準に対する考え方について

自家用有償旅客運送については、平成18年10月1日の改正道路運送法の施行後の状況について、同年12月より「自家用有償旅客運送フォローアップ検討会」を開催し、制度のあり方等について検討を行ってきたところ、各運営協議会において関係法令・通達に定められていない独自の基準（以下「ローカルルール」という。）が定められ、当該ローカルルールの中に、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えているものがあるとの指摘がなされたところである。

こうした指摘を踏まえ、今般、ローカルルールに対する考え方を下記のとおり整理することとしたので了知されるとともに、各運営協議会の主宰者と連携を図りつつ、本通達の考え方に沿った協議が行われるよう、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、別添のとおり、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

記

1. 運営協議会において、当該地域における移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況等を踏まえ、自家用有償旅客運送について十分な検討が行われ、合理的な理由に基づいて合意され、設けられたローカルルールについては、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えるものでない限り、排除されるものではない。
2. しかしながら、例えば、
 - ① 一度定められたローカルルールについて、その前提となる状況が変化しているにも拘わらず、長期間、見直すことがない
 - ② 個別の事例につき適用された取り扱いを、他の事例の内容を吟味せず、地域で一律のローカルルールとして適用するといった取り扱いであって、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えることとなっているものは適当ではない。
3. このため、このようなローカルルールについては、移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況、自家用有償旅客運送の運営実態等について適時適切に検討を行いつつ、その合理性について検証を行っていく必要がある。

4. また、平成18年10月1日の改正道路運送法の施行前に定められたローカルルールが現在においてそのまま適用されているものについては、現行制度に照らし、その合理性について検証を行い、必要な見直しを行うことも必要である。

中部運輸局自動車交通部長 殿

自動車交通局旅客課長

運営協議会において定められた独自の基準に対する考え方について

自家用有償旅客運送については、平成18年10月1日の改正道路運送法の施行後の状況について、同年12月より「自家用有償旅客運送フォローアップ検討会」を開催し、制度のあり方等について検討を行ってきたところ、各運営協議会において関係法令・通達に定められていない独自の基準（以下「ローカルルール」という。）が定められ、当該ローカルルールの中に、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えているものがあるとの指摘がなされたところである。

こうした指摘を踏まえ、今般、ローカルルールに対する考え方を下記のとおり整理することとしたので了知されるとともに、各運営協議会の主宰者と連携を図りつつ、本通達の考え方に沿った協議が行われるよう、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、別添のとおり、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

記

1. 運営協議会において、当該地域における移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況等を踏まえ、自家用有償旅客運送について十分な検討が行われ、合理的な理由に基づいて合意され、設けられたローカルルールについては、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えるものでない限り、排除されるものではない。
2. しかしながら、例えば、
 - ① 一度定められたローカルルールについて、その前提となる状況が変化しているにも拘わらず、長期間、見直すことがない
 - ② 個別の事例につき適用された取り扱いを、他の事例の内容を吟味せず、地域で一律のローカルルールとして適用するといった取り扱いであって、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えることとなっているものは適当ではない。
3. このため、このようなローカルルールについては、移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況、自家用有償旅客運送の運営実態等について適時適切に検討を行いつつ、その合理性について検証を行っていく必要がある。

4. また、平成18年10月1日の改正道路運送法の施行前に定められたローカルルールが現在においてそのまま適用されているものについては、現行制度に照らし、その合理性について検証を行い、必要な見直しを行うことも必要である。

近畿運輸局自動車交通部長 殿

自動車交通局旅客課長

運営協議会において定められた独自の基準に対する考え方について

自家用有償旅客運送については、平成18年10月1日の改正道路運送法の施行後の状況について、同年12月より「自家用有償旅客運送フォローアップ検討会」を開催し、制度のあり方等について検討を行ってきたところ、各運営協議会において関係法令・通達に定められていない独自の基準（以下「ローカルルール」という。）が定められ、当該ローカルルールの中に、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えているものがあるとの指摘がなされたところである。

こうした指摘を踏まえ、今般、ローカルルールに対する考え方を下記のとおり整理することとしたので了知されるとともに、各運営協議会の主宰者と連携を図りつつ、本通達の考え方に沿った協議が行われるよう、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、別添のとおり、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

記

1. 運営協議会において、当該地域における移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況等を踏まえ、自家用有償旅客運送について十分な検討が行われ、合理的な理由に基づいて合意され、設けられたローカルルールについては、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えるものでない限り、排除されるものではない。
2. しかしながら、例えば、
 - ① 一度定められたローカルルールについて、その前提となる状況が変化しているにも拘わらず、長期間、見直すことがない
 - ② 個別の事例につき適用された取り扱いを、他の事例の内容を吟味せず、地域で一律のローカルルールとして適用するといった取り扱いであって、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えることとなっているものは適当ではない。
3. このため、このようなローカルルールについては、移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況、自家用有償旅客運送の運営実態等について適時適切に検討を行いつつ、その合理性について検証を行っていく必要がある。

4. また、平成18年10月1日の改正道路運送法の施行前に定められたローカルルールが現在においてそのまま適用されているものについては、現行制度に照らし、その合理性について検証を行い、必要な見直しを行うことも必要である。

中国運輸局自動車交通部長 殿

自動車交通局旅客課長

運営協議会において定められた独自の基準に対する考え方について

自家用有償旅客運送については、平成18年10月1日の改正道路運送法の施行後の状況について、同年12月より「自家用有償旅客運送フォローアップ検討会」を開催し、制度のあり方等について検討を行ってきたところ、各運営協議会において関係法令・通達に定められていない独自の基準（以下「ローカルルール」という。）が定められ、当該ローカルルールの中に、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えているものがあるとの指摘がなされたところである。

こうした指摘を踏まえ、今般、ローカルルールに対する考え方を下記のとおり整理することとしたので了知されるとともに、各運営協議会の主宰者と連携を図りつつ、本通達の考え方に沿った協議が行われるよう、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、別添のとおり、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

記

1. 運営協議会において、当該地域における移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況等を踏まえ、自家用有償旅客運送について十分な検討が行われ、合理的な理由に基づいて合意され、設けられたローカルルールについては、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えるものでない限り、排除されるものではない。
2. しかしながら、例えば、
 - ① 一度定められたローカルルールについて、その前提となる状況が変化しているにも拘わらず、長期間、見直すことがない
 - ② 個別の事例につき適用された取り扱いを、他の事例の内容を吟味せず、地域で一律のローカルルールとして適用するといった取り扱いであって、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えることとなっているものは適当ではない。
3. このため、このようなローカルルールについては、移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況、自家用有償旅客運送の運営実態等について適時適切に検討を行いつつ、その合理性について検証を行っていく必要がある。

4. また、平成18年10月1日の改正道路運送法の施行前に定められたローカルルールが現在においてそのまま適用されているものについては、現行制度に照らし、その合理性について検証を行い、必要な見直しを行うことも必要である。

四国運輸局自動車交通部長 殿

自動車交通局旅客課長

運営協議会において定められた独自の基準に対する考え方について

自家用有償旅客運送については、平成18年10月1日の改正道路運送法の施行後の状況について、同年12月より「自家用有償旅客運送フォローアップ検討会」を開催し、制度のあり方等について検討を行ってきたところ、各運営協議会において関係法令・通達に定められていない独自の基準（以下「ローカルルール」という。）が定められ、当該ローカルルールの中に、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えているものがあるとの指摘がなされたところである。

こうした指摘を踏まえ、今般、ローカルルールに対する考え方を下記のとおり整理することとしたので了知されるとともに、各運営協議会の主宰者と連携を図りつつ、本通達の考え方に沿った協議が行われるよう、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、別添のとおり、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

記

1. 運営協議会において、当該地域における移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況等を踏まえ、自家用有償旅客運送について十分な検討が行われ、合理的な理由に基づいて合意され、設けられたローカルルールについては、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えるものでない限り、排除されるものではない。
2. しかしながら、例えば、
 - ① 一度定められたローカルルールについて、その前提となる状況が変化しているにも拘わらず、長期間、見直すことがない
 - ② 個別の事例につき適用された取り扱いを、他の事例の内容を吟味せず、地域で一律のローカルルールとして適用するといった取り扱いであって、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えることとなっているものは適当ではない。
3. このため、このようなローカルルールについては、移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況、自家用有償旅客運送の運営実態等について適時適切に検討を行いつつ、その合理性について検証を行っていく必要がある。

4. また、平成18年10月1日の改正道路運送法の施行前に定められたローカルルールが現在においてそのまま適用されているものについては、現行制度に照らし、その合理性について検証を行い、必要な見直しを行うことも必要である。

九州運輸局自動車交通部長 殿

自動車交通局旅客課長

運営協議会において定められた独自の基準に対する考え方について

自家用有償旅客運送については、平成18年10月1日の改正道路運送法の施行後の状況について、同年12月より「自家用有償旅客運送フォローアップ検討会」を開催し、制度のあり方等について検討を行ってきたところ、各運営協議会において関係法令・通達に定められていない独自の基準（以下「ローカルルール」という。）が定められ、当該ローカルルールの中に、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えているものがあるとの指摘がなされたところである。

こうした指摘を踏まえ、今般、ローカルルールに対する考え方を下記のとおり整理することとしたので了知されるとともに、各運営協議会の主宰者と連携を図りつつ、本通達の考え方に沿った協議が行われるよう、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、別添のとおり、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

記

1. 運営協議会において、当該地域における移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況等を踏まえ、自家用有償旅客運送について十分な検討が行われ、合理的な理由に基づいて合意され、設けられたローカルルールについては、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えるものでない限り、排除されるものではない。
2. しかしながら、例えば、
 - ① 一度定められたローカルルールについて、その前提となる状況が変化しているにも拘わらず、長期間、見直すことがない
 - ② 個別の事例につき適用された取り扱いを、他の事例の内容を吟味せず、地域で一律のローカルルールとして適用するといった取り扱いであって、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えることとなっているものは適当ではない。
3. このため、このようなローカルルールについては、移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況、自家用有償旅客運送の運営実態等について適時適切に検討を行いつつ、その合理性について検証を行っていく必要がある。

4. また、平成18年10月1日の改正道路運送法の施行前に定められたローカルルールが現在においてそのまま適用されているものについては、現行制度に照らし、その合理性について検証を行い、必要な見直しを行うことも必要である。

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局旅客課長

運営協議会において定められた独自の基準に対する考え方について

自家用有償旅客運送については、平成18年10月1日の改正道路運送法の施行後の状況について、同年12月より「自家用有償旅客運送フォローアップ検討会」を開催し、制度のあり方等について検討を行ってきたところ、各運営協議会において関係法令・通達に定められていない独自の基準（以下「ローカルルール」という。）が定められ、当該ローカルルールの中に、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えているものがあるとの指摘がなされたところである。

こうした指摘を踏まえ、今般、ローカルルールに対する考え方を下記のとおり整理することとしたので了知されるとともに、各運営協議会の主宰者と連携を図りつつ、本通達の考え方に沿った協議が行われるよう、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、別添のとおり、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

記

1. 運営協議会において、当該地域における移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況等を踏まえ、自家用有償旅客運送について十分な検討が行われ、合理的な理由に基づいて合意され、設けられたローカルルールについては、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えるものでない限り、排除されるものではない。
2. しかしながら、例えば、
 - ① 一度定められたローカルルールについて、その前提となる状況が変化しているにも拘わらず、長期間、見直すことがない
 - ② 個別の事例につき適用された取り扱いを、他の事例の内容を吟味せず、地域で一律のローカルルールとして適用するといった取り扱いであって、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えることとなっているものは適当ではない。
3. このため、このようなローカルルールについては、移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況、自家用有償旅客運送の運営実態等について適時適切に検討を行いつつ、その合理性について検証を行っていく必要がある。

4. また、平成18年10月1日の改正道路運送法の施行前に定められたローカルルールが現在においてそのまま適用されているものについては、現行制度に照らし、その合理性について検証を行い、必要な見直しを行うことも必要である。